

中央公園外 6 施設指定管理者募集に係る募集要項及び仕様書について、以下のとおり一部訂正します。

(令和 4 年 8 月 24 日)

訂正箇所	誤	正
募集要項 ■ P 1 2 管理の基 準 (2) (3) ■ P 9 9 指定管理 者候補者の審査及び 選定 評価項目 5	<u>両</u> 施設	<u>各</u> 施設
(中央公園) 仕様書 ■ P 1 4 管理の基 準 (1) 休園日、開園 時間	②開園時間 市長が特に必要があると認めるとき、	②開園時間 <u>終日</u> ③ <u>休園日及び開園時間の変更</u> 市長が特に必要があると認めるとき、
(中央公園) 仕様書 ■ P 2 4 管理の基 準 (2) (3)	(2)許可の制限 <u>ばらの丘公園</u> の利用を拒否し、又は 退場を命じることができる (3)法令の遵守 次に掲げる法令等その他 <u>ばらの丘公            園</u> の管理運営を行う上で必要な法令等 を遵守すること。	(2)許可の制限 <u>中央公園</u> の利用を拒否し、又は退場 を命じることができる (3)法令の遵守 次に掲げる法令等その他 <u>中央公園</u> の 管理運営を行う上で必要な法令等を遵 守すること。
(中央公園) 仕様書 ■ P 4 5 指定管理 者が行う業務の範囲 (6)③	③作業時間 イ 芝刈り・草刈・剪定作業は、最低限 4月～9月の間に6回以上、 <u>11月～3月            の間に3回以上実施する。</u>	③作業時間 イ 芝刈り・草刈・剪定作業は、最低限 4月～9月の間に6回以上、 <u>10月～3月            の間に3回以上実施する。</u>
(中央公園) 仕様書 ■ P 4 5 指定管理 者が行う業務の範囲 (8) 指定管理料の支 払い	指定管理料の支払いは、7月、10月、 1月、4月に <u>請求額</u> し、	指定管理料の支払いは、7月、10月、 1月、4月に <u>請求</u> し、
(島田市総合スポー ツセンター外 3 施 設) 仕様書 ■ P 2 3 施設の概 要 【島田市伊太庭球 場】 (3)施設の概要 ② 開業年月日	<u>昭和</u> 19 年	<u>平成</u> 19 年